

令和 4 年度運営指導概要

(介護保険事業関係)

令和 5 年 8 月

目 次

	頁
1 . 運営指導の実績	1
2 . R 4 年度文書指摘の概況	2
3 . R 4 年度文書指摘状況（介護保険施設・事業所別）	2
4 . R 4 年度文書指摘の主な事項（介護保険施設・事業所別）	3
5 . 文書指摘の主な事項（年度別）	4
6 . 文書指摘事項の具体的内容	5
7 . 介護報酬の返還状況（H 1 4 年度～ R 4 年度）	6

1. 運営指導の実績

区 分	運営指導対象数	運営指導数	実施率(%)
介護保険事業	1,433	438	30.6
施設サービス事業	121	28	23.1
居宅サービス事業 (内訳)	843	265	31.4
訪問介護	168	47	
訪問入浴介護	6	1	
訪問看護	66	16	
通所介護	200	73	
通所リハビリテーション	113	40	
短期入所生活介護	109	32	
短期入所療養介護	55	12	
特定施設入所者生活介護	36	15	
福祉用具貸与	44	15	
福祉用具販売	46	14	
介護予防サービス事業 (内訳)	469	145	30.9
訪問入浴介護	6	1	
訪問看護	66	16	
通所リハビリテーション	112	40	
短期入所生活介護	105	32	
短期入所療養介護	55	12	
特定施設入所者生活介護	35	15	
福祉用具貸与	44	15	
福祉用具販売	46	14	

運営指導対象数は、令和4年4月1日現在

2 . R 4 年文書指摘の概況

区 分	介護保険施設・事業所
運営指導施設・事業所数	438
文書指摘施設・事業所数	25
指摘率（％）	5.7
指摘件数	48

3 . R 4 年度文書指摘状況（介護保険施設・事業所別）

区 分	介護保険施設・事業所				
	施設サービス	居宅サービス	介護予防サービス	計	指摘率 (B / A)
運営指導対象施設・事業所数	121	843	469	1,433	
運営指導施設・事業所数 A	28	265	145	438	
文書指摘を受けた施設・事業所数 B	3	15	7	25	5.7%
指 摘 事 項	指摘数	指摘数	指摘数	指摘数	割合
	件	件	件	件	%
【人員に関する基準】	0	17	10	27	56.2
【設備に関する基準】	0	0	0	0	-
【運営に関する基準】	2	9	2	13	27.1
【介護給付費の算定及び取扱い】	2	4	2	8	16.7
【その他】	0	0	0	0	-
合 計	4	30	14	48	100.0

4. R4年度文書指摘の主な事項（介護保険施設・事業所別）

区 分	介護保険施設・事業所				指摘率 (B/A)
	施設 サービス	居 宅 サービス	介護予防 サービス	計	
運営指導対象施設・事業所数	121	843	469	1,433	
運営指導施設・事業所数 A	28	265	145	438	
文書指摘を受けた施設・事業所数 B	3	15	7	25	5.7%
指 摘 事 項	指摘数	指摘数	指摘数	指摘数	割合
	件	件	件	件	%
【人員に関する基準】	0	17	10	27	56.2
職員の不足、必要な資格がないなど	0	17	10	27	
【設備に関する基準】	0	0	0	0	-
設備居室、病室などの不備	0	0	0	0	
【運営に関する基準】	2	9	2	13	27.1
内容・手続きの説明・同意が不十分	0	0	0	0	
サービス提供の記録などの不備	0	0	0	0	
利用料の受領に関する不備	0	0	0	0	
サービスの取り扱い方針の不備・ 不徹底など	2	6	2	10	
運営規程の不備	0	0	0	0	
勤務体制の確保が不十分など	0	2	0	2	
重要事項等の掲示が不十分	0	0	0	0	
衛生管理が不十分	0	0	0	0	
個人情報取扱の不備など	0	0	0	0	
苦情解決体制が不十分など	0	0	0	0	
事故発生時の対策が不十分	0	0	0	0	
非常災害対策の不備	0	1	0	1	
その他	0	0	0	0	
【介護給付費の算定及び取扱い】	2	4	2	8	16.7
【その他】	0	0	0	0	-
合 計	4	30	14	48	100.0

5. 文書指摘の主な事項（年度別）

区 分	元年度	2年度	3年度	4年度	前年度 比(%)
運営指導対象施設・事業所数	1,483	1,441	1,445	1,433	99.2
運営指導施設・事業所数 A	477	232	235	438	186.4
文書指摘を受けた施設・事業所数 B	14	7	14	25	178.6
指摘率（B / A）	2.9%	3.0%	6.0%	5.7%	95.0
指 摘 事 項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年度 比(%)
【人員に関する基準】	8	0	13	27	207.7
職員の不足、必要な資格がないなど	8	0	13	27	207.7
【設備に関する基準】	0	0	0	0	-
設備、居室、病室などの不備	0	0	0	0	-
【運営に関する基準】	9	7	10	13	130.0
内容・手続きの説明・同意が不十分	1	0	0	0	-
サービス提供の記録などの不備	0	0	0	0	-
利用料の受領に関する不備	0	1	0	0	-
サービスの取り扱い方針の不備・ 不徹底など	5	4	7	10	142.9
運営規程の不備	0	0	0	0	-
勤務体制の確保が不十分など	1	1	1	2	200.0
重要事項等の掲示が不十分	0	0	0	0	-
衛生管理が不十分	1	0	2	0	-
個人情報取扱の不備など	1	0	0	0	-
苦情解決体制が不十分など	0	0	0	0	-
事故発生時の対策が不十分	0	0	0	0	-
非常災害対策の不備	0	0	0	1	-
その他	0	1	0	0	-
【介護給付費の算定及び取扱い】	5	5	1	8	800.0
【その他】	0	1	0	0	-
合 計	22	13	24	48	200.0

6. 文書指摘事項の具体的内容

(1) 介護保険施設の指摘事項

令和4年度の本県の指導監査対象であった介護保険施設は、介護老人福祉施設69、介護老人保健施設36、介護療養型医療施設10、介護医療院6の計121施設であり、運営指導した施設数は28（運営指導率23.1%）です。

このうち文書指摘した事業所数は3（指摘率10.7%）です。

指摘件数は4件で、内訳は、運営に関する基準関係で2件、介護給付費の算定及び取扱い関係で2件となっています。

(2) 居宅サービス（介護予防を含む）事業所の指摘事項

令和4年度の本県の指導監査対象であった居宅サービス事業所は843事業所、介護予防サービス事業所は469事業所、合計1,312事業所であり、運営指導を行った事業所数は410（運営指導率31.3%）です。

このうち文書指摘した事業所数は22（指摘率5.4%）です。

指摘件数は44件で、内訳は、人員に関する基準関係で27件、運営に関する基準関係で11件、介護給付費の算定及び取扱い関係で6件となっています。

文書指摘の主な内容は次のとおりです。

【人員に関する基準】

○職員の不足、必要な資格がないなど

（訪問介護）

- ・常勤のサービス提供責任者が配置されていない。

（訪問介護・福祉用具）

- ・常勤・専従の管理者が配置されていない。

（訪問介護・特定施設）

- ・必要な数の介護職員・看護職員が配置されていない。

【運営に関する基準】

○サービスの取り扱い方針の不備・不徹底など

（訪問介護・福祉用具）

- ・介護サービス計画及び福祉用具貸与計画について、その作成、説明、同意、交付及び変更が適切に行われていない。

○勤務体制の確保が不十分など

（訪問介護）

- ・勤務表が作成されていない。

○非常災害対策の不備

（通所介護）

- ・避難、救出その他の必要な訓練が行われていない。

【介護給付費の算定及び取扱い】

(訪問介護)

- ・初回の指定訪問介護を行った日の属する月に、サービス提供責任者が訪問した実態がないのに、初回加算を算定している。

7. 介護報酬の返還状況 (H14年度～R4年度)

	事業所数	介護報酬返還額 (千円)
H14年度	23	75,418
15年度	55	52,442
16年度	92	125,721
17年度	209	67,637
18年度	127	111,543
19年度	62	18,284
20年度	54	11,984
21年度	39	7,140
22年度	69	14,781
23年度	35	63,270
24年度	34	7,967
25年度	43	106,298
26年度	25	26,143
27年度	20	10,301
28年度	12	7,503
29年度	11	11,494
30年度	7	11,328
R元年度	6	7,182
2年度	8	27,856
3年度	5	2,244
4年度	5	2,269
計	941	768,805